

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年10月19日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和2年10月19日（月） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和2年10月19日（月） 午後3時02分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）山縣 洋
（5番）木原 伸二 （6番）倉重 俊則 （7番）小山 巽 （8番）田村 正信
（9番）光井 憲治 （10番）吉本 典正 （11番）池田 寛 （12番）石田 卓成
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）林 孝志 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局次長	伊藤 浩二
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第50号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第64号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第65号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第66号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第67号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第68号 農地法施行規則該当転用届について

報告第69号 現況証明書の発行について

報告第70号 時効取得の届出について

報告第71号 許可取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

8 番 田村 正信委員

9 番 光井 憲治委員

午後 1 時45分開会

○事務局 皆様、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年10月の月例総会を開催いたします。

本日は、皆様、御出席でございます。

農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。秋作業もほとんどのところで終わっておられるのではないかなというふうに思います。今年はウンカあるいは塩害のおかげで収量も大幅に減少しておりますし、品質も3等、あるいは等外といったものが多数出ている状況でございます。作況指数も9月中頃時点で83%、全国で一番山口県が悪いんですけども、今の状況ですともっと下がるのではないかなというような状況であります。

そんな中でJAでも先般、既に来年の水稻の種子の申込みを終了したところでございます。それを見てみますと、前年から50何人の方がもう来年は種子は要らない、もう辞めると、2年続けてこういう状況ですので、もう完全に心が折れて辞めるというような状況です。これから冬場、春にかけて、もっと営農を断念される方が増えてくるのではないかなというような危惧を抱いております。

そんな中で先般、市長に建議を持って行って、いろいろお話をさせていただきました。その中で皆さんに諮った意見ではないんですけども、私の意見として市長にお願いしたのが、今の状況を説明してこのままでは耕作を辞める農家が歯止めがかからない、耕作放棄地がどんどん増えてくる、何とかしてほしいということで、とりあえず辞めようかなという方を何とか引き止めたいという思いで、少なくとも来年の作付に対する種子と元肥のお金ぐらい何とかしてくれないか、1反当たり5,000円ぐらいの補助をしてもらえないかということを検討してくれということをお願いしました。市長のほうも具体的な状況を見てむげには断られませんでした。考えてみるというようなお話をさ

れましたんで、今、JAにおいても具体的な現状を数値化して、また市に要望するように作業を続けておりますので、これがどうなるか期待しておきたいというふうに思っております。

皆さん方も大変な状況でしょうけれども、ぜひ来年も頑張って、来年こそいいことがあるんじゃないのかという思いでまた頑張っていただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、月例総会に入らせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは8番の田村正信さん、9番の光井憲治さんです。よろしくお願いいたします。

早速、議案審議に入ります。

議案第47号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第47号について御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからとなります。議案第47号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。4件あり、目的については所有権の移転が4件となります。譲渡理由については、耕作困難が4件で、譲受理由は相手方の希望が1件、耕作規模拡大が3件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。

それでは、議案第47号の1について御説明申し上げます。

47号の1は第3条の規定による所有権移転の申請でございます。現地の確認と、それから譲受人への聞き取りを10月10日に行いました。それと譲渡人のほうには10月17日に電話で確認をいたしましたので、その内容について報告をいたします。

現地は、資料1ページのとおりのんですが、———です、これの———に位置をしております。———に入るという、———に位置しております。詳細な地図はこれにはついておりませんが、譲受人の———なんですけれども、———は本業は———です。———を———から———で建物を借りて———を営んでおられます。自宅は今までは———にあったんですが、———に今回申請されている土地のすぐそばの宅地を自宅を新築するという予定で———に取得をされております。その相手もこの譲渡人の———でございます。今回、これから本格的に農業を始めたいということで既にその今持たれている宅地の周辺の農地を利用権設定で———借りられております。今回、この———の所有の農地を、これは———なんです、これを所有権移転で取得をするということでございます。———のほうは、———に実際に住んでおられたこと

はございません。———がこの地から出られて向こうのほうで仕事をされて、———も———で生まれて———で育ってというようなことで、現在も———のほうに住まわれているということで、こちらにというか防府のほうに帰って来る予定も全くないということで、当然、耕作もできないということで全て譲るということにされたものでございます。

この２ページに営農計画があるんですが、———も———が本業なんですが、もともと農業に興味があって、今回、———が———に出られていたんですが、こちらにＵターンされて手伝ってもらえるというようなことで取得をして農業も兼業でやっていきたいということでございます。

既に———は———に引っ越しされていて、———に———が住んでいるというような感じです。

それでは、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をいたします。

まず、第１号の全部効率要件についてですが、譲受人による耕作要件、農機具の保有状況等から見て農地の全てを効率的に利用できるというふうに思います。耕運機２台、草刈り機２台、それから刈払機６台、コンバイン１台、トラクター１台、田植え機１台、軽トラック４台、４ｔトラック１台、フォークリフト３台、かなりいろんなものを持っています。全部これは中古です。いずれは乾燥もみすり機も導入したいというような話をしていました。

それから、第２号の農地所有適格法人以外の法人規定及び第３号の信託要件の規定については該当しておりません。

第４号の農作業常時従事要件ですが、営農計画書のとおり農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することができると判断をしております。

第５号の下限面積要件ですが、これも現在、利用権設定されている部分だけで———ということで、要件を満たしております。

それから、第６号の転貸禁止要件ですが、みずから耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

それから、第７号の地域調和の要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率化、総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。逆に、地域の今回譲られる———もそうなんですけれども、新しく農業を始められるということで地域の人間はある程度喜んでいてというように感じます。

以上のことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断をいたします。

皆様の御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 農業委員18番、横木です。

議案第47号の2番について、説明いたします。

本案件は、農地法第3条による所有権の移転でございます。現地確認及び申請者への聞き取りを10月11日に行いましたので報告します。

現地は、—————く
らい行ったところにあります。

3ページの—————がありますけれども、それを参照にしてください。

お話を聞いたところ、譲渡人の—————は自分が生きているときにきちんとしていたという考えをお持ちでした。また、——でもあるのでともに耕作を行ってきた—————に譲り渡すとされ、——
——が譲り受けることにされたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利の移動の制限に関する事項について説明します。

第1号の全部効率要件についてですが、——で耕作され、農機具の保有状況から見ても農地の全てを効率的に利用できています。ただし、乾燥、もみすりはライスセンターに委託されています。今後も今まで同様、農地を全て維持管理されると思われます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、——で耕作され、農作業を行う必要がある日数については従事されていますし、今後も従事されるということです。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、みずからが耕作されるので転貸禁止要件には該当しません。

それから、第7号の地域調和要件ですが、この周辺は後継者も少なく保全管理地が多いところですが、—————は環境保全会の草刈りにも積極的に参加されています。今まで同様に周辺農地に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満足していると判断しています。

皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○4番 意見というより、これ——なんですよね。名義だけを変えるということですね。

○18番 そうです。

○4番 それって意味があるんですか。

○18番 その辺はちょっと……

○4番 そこまでは聞いておられない。何か意味があるように思われますか。

○18番 先ほど言いましたように、自分が生きておるときにということは強調されていました。

○4番 でも、先に——が亡くなるかもしれんし。

○18番 そういう話もしましたが、——しか歳の差はないんですけど。

○4番 余計なことですけど、どうも失礼しました。

○藤井会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○7番 耕作面積——はどうなっているんですか。どなたの所有なんですか。——
の名前になったんですか。

○18番 今後、——の名前にしようとしているんですよ。

○7番 これを足してそんなになりますか。

○18番 いや、——のところは——から——に、——に変えられると言っている
んです。

○7番 ——というのは、これは——の名義になっているわけですか。

○18番 今後しようとしているわけですよ、これは。

○7番 よく分かりませんが。

○藤井会長 現在も——名義のがそれだけあるんじゃないの。

○18番 それはあるんですけど、何ぼあるかちゅうのは面積は分かりません。

○事務局 事務局が説明します。——が持たれている農地に関しては、おおよそ——を名義で現在は
持たれております。

○藤井会長 その譲受人の耕作面積というのは現状の面積じゃないの。今回の申請面積は関係ない
よ。

○事務局 重複しております。——で、しかも同一の農業をやっているということで、そう
いった場合は耕作面積の中に含まれます。

○藤井会長 じゃあ、——が持たれておる——と今回の申請用地の農地を合わせると——
になるちゅうことですね。

○事務局 そうです。——でということになりますので。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番は可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第47号の3番は、所有権移転の申請です。

現地確認を10月9日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、そして申請者の聞き取りを10月15日に行いましたので報告いたします。

5ページを御覧ください。

現地は、———です。———になります。———は、———にも、———です、第3条で譲り受けられました。その田の隣の水田です。———取得された2枚の田は今年きちんと水稻栽培をされました。このたびの田も譲渡人は同人物で、電話でお話をしましたら相続で受け継ぎはしたけれども、耕作できないので———を通して———に譲られたそうです。

農機具の保有状況も———見させてもらっています。計画書に専用機械の導入検討とあり、内容を聞きますと機械が古くなってきたので新しい機械の導入を検討中とのことでした。

仕事の都合で———に在住とのことですが、実家はすぐ近くにあり、———が住んでおられます。

以上の調査から、農地法第3条第2項について報告します。

1号の全部効率利用要件、2号、農業生産法人要件、3号、信託引受けによる権利、取得、4号、農作業常時従事要件、5号、下限面積要件、6号、借地等の転貸、以上は該当いたしません。

また、7号の地域との調和要件につきましては、周辺で荒廃が進む中、積極的に農地として活用し、収益増加に努力されている姿は地域のお手本ではないかと思っております。

以上、許可要件の全てを満たしていると判断します。

また、地元委員といたしましては、こういう方に今後とも期待したいと思っております。

皆様方の御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 12番、石田です。

今回の営農計画書、麦のほかに豆ということ、これは大豆かなと思いながら見ていたんです

けど、なかなか防府は全くといっていいほど大豆の作付が県内で唯一か、徳地もないみたいなんですけど、ちょっと進んでなくて、本当こうやってされたいんだろうなと思うけど、その後の選別とかその辺でまた御苦労なさるんだろうなと思っておりますが、本当はもうちょっと農協とかセンターとかで持っていけば乾燥してくれて選別してくれてとかができればいいなと思うんですけど、これは大豆は手でもう全部やられる予定なんでしょうね。

○1番 池田です。

前回もそのように書いてあったんです。私も聞いたんです。現状はセイタカアワダチソウがびっしり立っているところなんです。それを—————きれいに稲を植えられまして、自分としたらそういうふうな麦とか豆とかも植えてみたいというふうに言われているんです。ちょっとどうかなのと思うんですけど、何か随分やる気のある方のように、前回も思ったんですけど、実際、アワダチソウのところをきれいに耕作されて、本当びっくりしました。やっぱり思いはあるんじゃないかなと思うんです。だから、ちょっと努力はされるかなとそういう状況です。

○12番 ありがとうございます。それ、どうやってやるんかという話じゃなくて、こういった方が麦とか、麦は米と同じ設備で大方できますけど大豆なんかはできないんで、本当を言えばそういう収穫機を安くに公社でやってもらえたりとか、機械を借りれたりとか、あと選別も農協に持って行ったらできたりとかというのが本来はあるべき当たり前の姿なんですけど、今まで全く手つかずで防府は困ったものだなと、やりたくてもできないなと、畝間とか播種機とかも併せてそんなに借りてやってもどんどんこういう人がやってくれるよう貸し出せる仕組みでも作れば大豆の作付も大分進むのかなとか常日頃から思っておりましたので、ちょっと聞かせていただきました。どうもありがとうございました。

○1番 ありがとうございます。もし、そういう方面に何かいい案があれば、またよろしく願いいたします。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 4番の山縣です。

石川さん、農協の職員として今のような意見を聞いたらどう思うように思われるんですか。どういうふうに考えるの、それを聞きたいな。

○2番 2番、石川です。

農協の職員としてということですが、ずっと昔には各支所に脱粒機を置いて、選粒機も1か所に置いてやっていた時代があります。これ、選粒機は据えていましたけど、脱粒機は貸出しをしていたんです。引っ張って行って使っていたという時代があるんですが、利用者がどんどん減って、次の更新するための費用も出てこないという状況で徐々に機械がなくなって今の事態になっているということなんですけど、当時の農協としての方針は麦、大豆、どちらかに費用を集中的に投入

しようということで麦に走ったんですが、時代がどんどん変わってきますんで、今度は大豆のほうもぜひやるように要望すべきではないかとは思っていますが、ちょっと事業がないとなかなか難しいかなとは思っています。

○4番 事業って何の、詳しく教えて。

○2番 国の補助事業がときどきあるんですが、今のところなかなか利用しやすいものがないです、今は。そういうのが出てくれば、また取組ができるんじゃないかと。

○4番 それは補助金でやろうということですか。

○2番 そうです。今時点では、やっぱり受け入れる体制が弱いんで、資本体制が弱いんで、ある程度やっぱり補助金頼みでやっていかんと、どんどん投資というのは難しいだろうと思います。

○4番 じゃあ、例えばこのたびの——、実際に大豆を植えちゃったら後をどうするとか、困るとか起きるじゃないですか。農協としてはそれを傍観しておくわけですか。

○2番 いや、当面は合併しましたんで、山口に大豆センターがありますから、ここを何とか利用できないかというようなのは考えているようには聞いています。ただ、今時点ではいっぱいですという返事は来たみたいですけど、大豆センターが山口にはあります。

○4番 じゃあ、そこへ押し込めばいいんだ。

○2番 今は量が少ないんで、要望があったらそういう発想もすると思います。実際に大豆の検査等を持って行ったりというのをやったこともありますので全く可能性がないわけではありません。

○藤井会長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の倉重です。

議案第47号の4について説明させていただきます。

議案第47号の4は所有権移転の申請であります。

現地確認及び申請者、——の聞き取りを10月12日に行いましたので報告いたします。

現地は、——のところにあります。

お話をお伺いしまして、譲渡人の——という方が——でもう耕作ができないということでありまして、——にお願いしたいということでありまして、——はこのお隣の農地をお持ちなんです、この辺り一体を——田んぼを所有しておられるんで、耕作に問

題がないということでもありますから譲り受けるということにされたということです。

農地法のほうの審査は、まず第3条の審査については、第1号の全部効率要件につきましては、一応、現地確認で倉庫なんかも確認させていただいたんですが、トラクター、コンバイン、トラクター26馬力でコンバインも33馬力ありまして、本人は1人3反ぐらいやれると言っておられましたが、私の見立ては5反ぐらいはできるんじゃないのかなと思っております。要するに能力をすごいお持ちであるということです。あと乾燥はJAの——がありますので全然問題がないんじゃないかなと思っております。要するに、耕作の能力は十二分にあるということでありまして、該当しないということでもあります。

第2号の農地所有適格法人及び第3号の信託要件については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件につきましては、——のほかに——と、————というのがおられまして、——が——、——が——で年齢的にもまだ十分やれますと。——は居住地は——というところで現地は北側でありまして、——ぐらいありますが、通作は全然問題ないということでありました。したがって、これ第4号については該当いたしません。

第5号の下限面積要件についても該当しません。

それから、第6号の転貸禁止要件についても自分で耕作されますので該当いたしません。

第7号の地域調和要件につきましても、先ほど申しましたようにこの地域で——作られていますので、全然今回の権利移動には問題が生じるようなことはありません。能力的にも十分にお持ちで、もっともっとやっていただきたいなと個人的には思っております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号には該当しなくて、許可要件の全てを満たしておると考えますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決承認いたします。

続きまして、議案第48号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第48号について御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は9ページからとなります。

議案第48号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は6件です。

この6件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が3件、自己用住宅が1件、貸駐車場が1件、農業用倉庫及び農作業場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は9ページになります。

農地区分は集団農地面積3.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号2も太陽光発電設備です。資料は15ページからとなります。

農地区分は集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地と判断します。

受付番号3も太陽光発電設備です。資料は21ページからになります。

農地区分は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は自己用住宅です。資料は27ページからです。

農地区分は集団農地面積0.06haの農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号5は貸駐車場です。資料は33ページからになります。

農地区分は集団農地面積0.06haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

次に、受付番号6は、農業用倉庫及び農作業場です。資料は39ページになります。

農地の種別は農地法第5条第2項第1項イに該当する農用地区域内の農地で農業用施設用地として農地法第5条第2項本文ただし書きに該当しています。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第48号の1番は、———の農地を———が譲り受けて太陽光発電設備を作るための所有権の移転の申請でございます。

現地確認を10月9日、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、そして関係者へのヒアリングを10月16日に行いましたのでその結果を報告いたします。

資料は9ページから14ページです。

現地は———で———の土地でございます。

———は相続して1年田植えをされたそうですが、その後、20年余り放置され、近隣から苦情が出たため近年草刈りをされています。けれど、草刈りも仕事が事務職だったとのことで慣れないので2反を1週間ぐらいかけて刈ったり、やれないときはもう公社へお願いしたりされていまし

た。そのようなときに——から太陽光との話が出、決心されたそうです。

——の担当者、——ともお話しし、法にのっとってフェンス、看板の設置をし、水路の清掃、その後の雑草の管理なども——でできないときは地元の方に管理してもらうとのことです。特に近隣への配慮はお願いいたしました。

また、資料の9ページにありますように第2種農地であり、いずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから許可基準に該当すると判断いたします。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議にはいります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第48号の2番は、——の農地を同じく——が譲り受けて、太陽光発電設備を作るための所有権移転の申請でございます。

現地確認を10月9日、4名でいたしました。そして、関係者へのヒアリングを10月16日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料は15ページから20ページでございます。

現地は、先ほどの近くではあるんですけども大きい道路が通っております、——の辺りで道のすぐそばです。——は私も農地パトロールのときによく見ているんですけども、年に3回くらい草刈りをされていて、きちんと一応管理はするように努めてくれましたが、——という——になられ管理が難しくなり、——から声がかかって、——に譲り渡されることとなりました。あと——には先ほどの——と——のお話を一緒に聞きましてちゃんと管理しますということを念を押してもらいました。近隣への配慮、これもお願いしました。

資料の15ページにありますように第2種農地でいずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから許可基準に該当すると判断いたします。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 続きまして、1番の池田でございます。

議案第48号の3番は、——の農地を——が譲り受けて太陽光発電設備を作るため転用したいという申請でございます。

これも現地確認は10月9日、4名でいたしました。ヒアリングを10月16日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料は21ページから26ページです。

現地は、先ほど第3条の3番で説明いたしましたその場所のすぐ南でございます。左側の土手のような道が——のほうへずっと続いている道でございます。

譲渡人の——は体調が優れず崩されている様子で管理ができずに荒廃が進んで、もうずいぶん悩んでいらっしゃいました。そこへ——より話があって譲ることにされたそうです。——は第3条で出ました——です。——に聞いたんですけど、現在、米価が安くて自分は自宅で——を経営し、——なので仕事が忙しくて、とりあえず20年間太陽光で収入を得ながら——の農作業の手助けもしたいとのことです。

工事は——でされ、フェンス、看板も予定されており、排水路も確保されています。また、近隣への迷惑もほとんどないと思われます。

資料の21ページにありますように2種農地であり、いずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから、許可基準に該当すると判断いたします。

皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決承認いたします。

続きまして、4番、5番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番の倉重です。

議案第48号の4及び5は———の農地を———が譲り受ける、自己用住宅及び貸駐車場の事業を行うために転用したいという申請であります。

まず、29ページの地図を御覧になって説明をさせていただきたいんですが、この地図はちょっと古い地図でありまして、緑の枠で囲ってある———の農地のすぐそばには———という県道が走っております。そういうことをちょっと頭の中に入れていただいて聞いていただければと思います。

それともう1個言い忘れましたが、その29ページの地図の中に———の自書の上に「水」って書いてあります水路があるんですが、これは昔、———のほうから———というため池があったんですが、そのため池から延びておる水路であります。ところが、この———という池が———ぐらい前に、私もちょっとろ覚えで恐縮なんですが、業者のほうに水利組合から売り渡したという経緯がありまして水路はありますが、用水の機能はもうほぼないというふうに考えていただいてよろしいかと思います。したがって、この田んぼで稲作をするのは大変困難であるということであります。

それで、話が飛びましたが、第5条の所有権移転の申請であります。

現地確認は10月9日、これは事務局と木原さんと私とで行いました。それと申請者の聞き取りは10月12日と16日に行いましたので報告いたします。それと———の聞き取りについては随時やっております。

まず、———のほうの状況ですが、ここの田んぼは現実には耕作困難であるということと、今、———自体は———と、———がおられるんですが、農業をやらないということで耕作をするような状況にないということでもあります。

譲受人の———には10月12日と16日に聞き取りをいたしました。

それで次の被害防除計画書のところにちょっと問題があるんですが、32ページを御覧になっていただけると助かります。

32ページの被害防除計画書で下のほうの汚水の排水計画とあります。これを今道路の側溝というふうになっておりますが、これは———がこの側溝に流すことはまかりならんということでありましたので水路のほうに流すということでありました。水路のほうに流すということは水利権者の承認が要るわけですが、その承認については10月16日に、実は水利権者は私でありまして、———は私が承認しておりますので問題ありません。

その他、農地につきましては第2種農地でありますし、あと一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当についても許可基準を満たしていると判断いたしております。

御審議のほうをよろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 11番、池田です。

事業計画書、資料の30ページ、公道との接続の状況で公道に至るまでの私道の権利関係で「直接指導に出る」、この「指導」という漢字がちょっと違うんじゃないかと思います。

それと同じ欄に36ページですけど、同じところですけど、直接、今度は県道、先ほど県道ができていたという説明がありました。これは県道なのか、30ページのほうは。ただ単に字の間違いか、県道なのか、その辺をお尋ねいたします。

○6番 これは先ほど申し上げました県道であります。—————が通っております。だから、この地図はちょっと古いんで、ここは県道が接しておるといふふうに考えていただいて結構です。

○11番 そうしますと30ページですか、この「指導」を直接県道に訂正してもらおうということですね。申請書の添付書類ですから。

○6番 そうです。そういうことになります。

○11番 なりますよね。了解しました。

○藤井会長 事務局、その辺はいいですか。

○事務局 事務局が報告します。御指摘のとおり、県道になります。申し訳ありませんでした。

○藤井会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○4番 4番、山縣です。

道路の側溝に汚水を流すのがまかりならんって県が言ったってさっき言われました、倉重さん。その理由は何なんだろう。

○6番 その経緯につきましては—————からは詳しくは聞いておりませんが、だめだからちょっと水路に流したいんですが、よろしいでしょうか、そういうお話でありました。経緯については確認しておりません。聞いておりません。

○4番 合併処理槽からの出た水のことですよね、これは汚水というのは。

○6番 そうです。

○4番 なぜいけないのかね。いや、断れないと思います、権利。

○6番 それは分かりませんが、どちらにしましても水利組合に関しましては問題ないということで承認させていただきました。

○藤井会長 事務局、その辺のところは何か。過去にこんなケースがあるのかね。

○事務局 事務局が報告します。過去にそういったことは特にはないです。

恐らくなんですけど、これは申請を出した後にそういう協議というか調整というのがされている状況だと思うんですけど、排水のほうで、実際、申請を出すときに他の例でいうともうそこまで整っているという状況で出されるので、あとから道路側溝だとか農業用排水だとかそういうところが

変わるということはないんじゃないかというふうに推察するんですけど、実際この変わった理由というのは、すみません、ちょっと——のどういう基準でやっているかというのが分からないので何とも言えないところです。

○藤井会長 理由を知りたいのは知りたい。この許可の問題は別にして。（「最近の合併処理槽から出る排水というのはきれいなもんです」と呼ぶ者あり）

○事務局 またちょっと申請者のほうに聞ければ、確認のほうをさせてもらっていいですか。

○藤井会長 いいですね。

○事務局 分かりました。

○藤井会長 何か分かったことがまた連絡しますのでよろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件ですが、———なんですけど、———

———の場所に

なります。

本案件ですが、———の持っている農地を———に所有権移転し、農業用倉庫と農作業場を造成して作ろうというものでございます。

10月9日に会長及び事務局と一緒に現地確認をしております。もともとこの———、もう———で稲作を昔はされていたんですけれども3年ぐらい前からもう———によってできていなくて、私、誰か作ってくれる人を探してくれというふうに頼まれていました。私が受けてもよかったんですけど、隣を作っておられる方とかもいらっしゃったんで、その方などにおつなぎできたほうがなおよいかなということで話をしていたんですけど、なかなかうまく話がまとまらずにいたところ、ちょうどこの41ページの申請地の北側の農地とかもこの譲受人の今回、———がほかの方から受けられることになってどんどんこっちのほうに進出して来られたのでちょうどいいからということで耕作してくれないかということをお願いしたところ、快く引き受けてくださいました。しかしながら、いざ耕作しようと思ったところ、今回、申請地に出ていた農地の隣にコンクリート擁壁があるんですけど、そこがもうほとんど斜めになってきて、ぎりぎりまで耕すのにいつ倒れてくるか

分からないということで危険だということで、これはちょっと耕作がもうできないということになって、そんな中でちょうどこの——、この辺で結構農業してくださっているんで、ちょうどそういう作業、機械置場とか、あと育苗スペースが欲しかったということで、転用できないかということで相談を受けまして、この申請に至っております。

除外申請のほうも既に終わっております、この41ページの申請地の西側にまた——の農地があるんですけど、こちらも作ってくださるようになってそこの出入りもすごくしやすくなって、もともと道がなくて入れない田んぼだったんで受け手がなかったんですけど、今度はこの申請地を通して入れるようになるんで非常にいいかなと思っております。地元委員としては特に問題ないと思いますが、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。

——、——の方と思うんですが、この地域でどのくらいの面積、何haぐらい作っておられるのかと、もう一つ、42ページ、住宅の同居予定者に何か書きちゃるけど住むわけじゃないですよ。（「間違い」と呼ぶ者あり）これは間違いですよ。

○12番 ごめんなさい、同居者のほうは、これは意味がない記載です。申し訳ございません。見落とししました。

この辺でどれぐらい作っておられるかというところなんですけど、ざっと計算して——ぐらい、今作られています。プラスアルファで41ページの申請地の西側の——、ここも頼まれ、さらにその西側の——、ここも来年からやられる予定です。本当、この辺もなかなか担い手がいなくて、すごくよくやってくださっていて、——が活躍してくれたことをちょっと御説明させていただきますけど、多面的機能支払交付金でジャンボタニシの防除をやってもいいというお話になったんですけど、水を張った田んぼに手でまくの、石灰窒素を手でまくので大変だということで——がこの辺の田んぼを全部トラクターの前に肥料をまく機械、粒状の肥料をまく機械があると思うんですけど、それでこの辺の田んぼを全部まいてくださって、地域の皆さんが随分助かっております。本当にこういう方にどんどん頑張っていただきたいなと思っております。

以上です。

○藤井会長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番は可決承認いたします。

続きまして、議案第49号、50号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第49号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第49号につきましては、令和2年10月26日公告予定の利用権設定の申請が3件提出されております。

農地の集積面積は1万5,466.95㎡でございます。

内容としまして、使用貸借権の設定が1件、所有権移転が1件、賃貸借権の設定が1件で再設定2件となっています。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第50号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書7ページに内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第50号につきましては、県で公告予定の利用権設定が1件になります。内容としまして議案第49号の番号3番について、公社から貸し付けを行うものです。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議にはいります。御意見のある方はをお願いします。

私のほうから、2番です。これは防府市には数少ない第三者経営移譲が進んでおる案件なんですけれども、今回の件で大体今どのくらいの移譲が進んでおるのか分かれば教えていただきたいと思いますが、地元委員さん、どうですか。分からないですか。分からないようならそれで仕方ありませんけれど、順調に進んでおるようですので、ぜひこういったケースがまた増えてほしいと、柑橘を新規就農でやる場合にあらたな圃場じゃなくてこうして現役の圃場が譲っていただけるような環境を整えば新規就農者もますます増えるんじゃないかなと思いますので、これ以外にもなかなか難しい話ですけれども、第三者経営移譲を進められる機会があれば、ぜひ間に入って中を取り持っていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。（「ミカン山なんですか、全て」と呼ぶ者あり）ミカンです。———は、ミカンとブドウが一部あるんじゃないけど、これもいずれは移るんでしょうけど。

○9番 今の———のところだけです、移譲とかそういうのは。

○藤井会長 そうです。

○9番 ほかの方は、———もいらっしゃるけど全部任せられんとか何とかなかなか難しいんです。この前、———こうじゃ聞いたんですけど、どうされるん

かって言ったんですけど、もう辞めるっちゅうてから、ある程度はやるけど、そしたら——に任されるのって言ったら、いや、それはできないとか、なかなか難しい何かがあるのかなって思っ
て。

○藤井会長 他人に渡すわけですから、なかなか難しいんですけど。

○9番 個人的なあれがあるから。

○藤井会長 山縣さん、どうぞ。

○4番 この——のミカン園というのは、その状態というのはすごく良好な状態で譲り渡しているわけ。

○藤井会長 そうです。

○4番 良好な状態じゃないと、譲り受けたほうも大変ですよ。過去、——地区であったんでしょ、——という人が。大変な状態で新規就農して、やっぱりギブアップして去られたそうなんですけど。

○藤井会長 ——のところも——がおられないということでもう前々からお元気なうちからそういうふうを考えられておって、なかなか決断されなかったんですけども、よく決断されたなということで、今、——もまだやられていますか。（「はい、まだやっています」と呼ぶ者あり）徐々に徐々に。

○4番 ——という方は市外、県外の方なんですか。

○藤井会長 いや、市内。

○4番 市内の方。もうミカンを作っておられる方なんですね。

○藤井会長 いや、新規就農です。新規就農で、もともとのお住まいは——のほうなんです。どうぞ。

○12番 せっかく経営継承の話が出たんで、やっぱりすごい大事なことでうちも今、僕はそこまで歳じゃないんですけど、この前、アグポンというのを通じて来た30歳ぐらいの男女、両方に共同経営でやってみかんと、5年ぐらい後をめどに田を全部そのまま譲り渡そうかと思っているんですけど、やっぱり自分が体が元気なうちにそういうふうな次をちゃんと見つけて、その責任を果たして農業を辞めると、もうぎりぎりまでやって倒れてお手上げと、あとは地域みんなが困ったなという状態にはならないようには自分はしていきたいなと思っているんですけど。この前の話合いでもちょっと言いましたが、人・農地プランの実質化というのがあって、ある程度の規模の農家さんが出てくださることになると思うんで、そのときにぜひ跡取りがいらっしゃるかどうかな。それと第三者でも譲りたいと思われるかどうか、地域のために。それをしっかりと聞いて、このリストアップをして、ぜひやりたい人がいればつないで、農業委員会が、委員さんが間を取り持て次の世代へつないでいけるようなそういうことができればすごく意義のあることになるんじゃないかと思

いますので、またよろしく願いできたらと思います。よろしく願いいたします。

○藤井会長 その辺のところ、皆さん、頭に置いてお願いします。

第三者経営移譲については私もいろいろ実際の話をつつ———ときも一緒に聞いたんですけど、渡すほうもなかなか譲ると決断して渡されるから後々結構指導と称して口を出されるわけなんです。渡されたほうは最初はありがたかったって、自分の思いどおりにやりたいんやけれども、いろいろ言われて不自由でちょっと話が違ふというような形でそれぞれの言い分があつて、なかなか後々までうまくいかないケースが多いんで、なかなか難しい話なんですけど、その辺のところは渡されるほうも渡されるほうやから割り切つて指導は指導なんですけれども、任せたら任せたということで結構自由を与えてあげないとなかなかうまく具合に後々続いていないようなのが現状があるようですので、取りかかりも難しいし、後になつても難しい話ですけども、ぜひそういったケースがあつたら皆さん進めていただきたいし、間に入つていただいてしっかり契約を交わされるように持つていただきたい、口約束でいくと大変なことになりますので、ぜひよろしく願いします。

ほかに何かございませんか。この49、50号の件で。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第49号、50号、御承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、49号、50号、可決承認いたします。議案審議は以上でございます。

報告事項が64号から71号までございます。目を通していただいて何か御意見があればお伺いしたいと思います。よろしく願いします。どうぞ。

○11番 11番、池田です。

19ページの報告第71号許可取消申請について、これは当然、取消申請が出たということでこれはできるようになっていますけど、農地法第3条、これは使用貸借や所有権移転かその辺分かりますか。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 事務局が発表します。所有権移転でございます。

○11番 所有権移転の場合、この場合は———ですからもう———ぐらい経過しているんです。そうしますと売買契約書も当然作られて、法務局の名義も変更されていると、当然そういうふうになっているはずと思うんです。だから、この場合に元へ戻すのが売買契約書をもう1回作り直すか何かして、法務局の登記をもう1回戻す、そういう作業も当然加わってくるじゃないかと思うんですが、それでこの分は私も分からないですからお尋ねすることもあるんですけど、双方の合

意だけでは簡単にはできない、契約書の中に留保権付、農業ができるようになったらまた戻しても
らいますとかそういう条文がある場合は割とできるんですけど、ただ単に双方の合意だけでこの許
可取消が、一旦決定したものを許可したものをできないというふうなことはないですか。

○事務局 今、こちら、—————で農業委員会として農地法第3条の許可のほうを出しており
ます。ただこちらはまだ所有権移転の登記の手続まではされていच्छらないです。事情が双方
あったかと思うんですけど、その事情がクリアされていないということで今回取下げというところ
になってきていると思うんですけど、詳しいところはちょっと聞いてはいないんですけど、先ほど
池田委員が言われたように登記までされていれば、当然反対の動きをするようになってきて、また
これは農地法第3条の手続にもなってこようかと思うんですけど、今回はその状況にまではまだ至
っていないという状況になります。個別具体的事情についてはちょっと承知しかねているところも
あるんで、この場でちょっと明確にこうですということはお伝えできかねるんですが、よろしいで
すか。

○11番 普通の申請を取り下げるのは何ら問題ないですよ。1回農業委員会にかけて許可決定を
出していますよね。その取下げというのは私も何か許可処分の取消し等の取扱いについてという
ようなそういう通知が来ていると思うんです。県なり国からが、どういうふうに扱ってくださいと。

○事務局 県の事務処理要領でいいますと、許可の取消しには当事者からの取消しと農業委員会から
の取消しと、この2種類あります。今回は当事者からの申請による取消しになりまして、当事者双
方連署で申請のほうを出されれば、それは取消しができるというふうになっております。

○11番 私はちょっと申し訳ないんですけど、ちょっとこれ初めてなんでちょっとあるのを見て、
売主に耕作に必要な労力が回復されたとき契約を解除する場合など、解除権が行使される場合はい
いけれども、ただ単に当事者双方の合意により契約を解除したことを理由に農地法許可の取消しを
申請するような場合、原則的に取消しは行なうことはできないというのが書いてあるのがちょっと
あるんです。ちょっとネットで見たんですけど。

○事務局 それはその農業委員会さんで決められているということですか。防府市の農業委員会では
双方連署で出てきた分は、過去、取消しという形で取り扱ってはいたんですけど。

○11番 農業委員会取扱いはそういう連署で。

○事務局 ちょっとそこを確認させてもらっていいですか。

○11番 どのこうの言うわけじゃないですけど、私、ちょっと初めてなんで、そういうあれかな
と思って。

○事務局 取扱い的には双方申し入れられたときにお受けしているというのが現状でございます。

○11番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。山口県の取扱い、防府市でそんな取扱いある。

○事務局 山口県の事務処理要領にそういう形で双方からの連署によるものを受け付けるという形で書いてあるんで、そこの中に個別審査基準というのが特に書いてはないんです。それが書いてないだけで知っていないのか、それでいいのかというところはちょっと調べさせてもらえると。

○藤井会長 分かりました。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 以上で、議案審議を閉じたいというふうに思います。

午後 3 時 02 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員